学齢超過者の義務教育機会保障に関する法制化後の課題 - 夜間中学の設置促進政策の検討-

安部 賢一

1. はじめに

教育機会確保法(「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」平成28年法律第105号,以下「法」と略す)では、教育機会の確保等を「不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援」と定義し、施策の策定と実施を国や地方公共団体の責務とした。

国は翌年,基本指針*¹を策定し,地方公共団体に対して小・中学校の未就学者や未修 了者に限らず,不登校等により十分な教育の機会がなく学齢を超過した人を対象にした 「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」を設置するよう促した。これを受けて 現在,各地に中学校夜間学級(以下,「夜間中学」と略す)の新設が進んでいる。

法制化前からあった夜間中学(以下「既存夜間中学」と略す)は8都府県(5都府県7 指定都市)に31校であったが、法制化後に新設された夜間中学(以下「新設夜間中学」 と略す)を加えると、その数は17都道府県(11都府県12指定都市)に45箇所(2023年4 月時点、分教室を含む)にまで増えている。

また,2023年9月1日時点で,2025年度までに開設予定を公表している設置者が16団体,整理統合を公表している設置者が1団体あり,このまま進捗すれば,2025年4月には29都道府県(23都府県13指定都市)に61箇所と,法制化前のほぼ倍増となる見通しである。(表1)

一方,2018年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画では、すべての都道府県に1校以上置くこととし、その後、2021年1月の衆議院予算委員会で首相は、今後5年間ですべての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置されることを目指すと表明している。その期限を2026年度とするなら、筆者が調べた限り、その時点で設置が完了しているのは30都道府県(指定都市のみの開設県を含む)にとどまる見通しで、全47都道府県での設置には遠く及ばない。しかも、設置の見通しが立っていない県がある一方、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県のようにこの間に増設した府県もあり、地域間格差が拡大している。

筆者は法が成立した2016年4月から2022年3月まで6年間,夜間学級と不登校生徒を 支援する相談指導学級を併設した中学校の校長を務め,教育課程の改善や経営改革に取り 組んだ。また,県費負担教職員の市費移管に伴う人事制度改革にも関わり,他都市の行政

表1. 全国の夜間学級設置校の状況

既存夜間中学(法制化前に設置)

都道府県別 新設夜間中学(法制化後に設置)

開設年度別 設置場所

学校跡地

学校跡地

分教室 学校跡地

県立高等学校

市立小学校 県立高等学校

教育センター等

教育センター等 分教室 県立高等学校 単独 市立小学校

教育センター等

教育センター等

教育センター等

市立中学校

市立中学校

県立高等学校

県立高等学校

県立高等学校

県立高等学校

市立小中学校

県立高等学校

県立高等学校

教育センター等

学校跡地

設置形態

	3 1241113		и пл	— ′	即但的朱冽	-171	120000		- 12 12	
	都道府県	設置者	設置形態	開設年度	設置場所		開設年度	都道府県	設置者(所在地)	設置形態
1	千葉県	市川市	併設	1982年	_	1	2019年	埼玉県	川口市	分校
2	東京都	墨田区	併設	1953年**	_	2		千葉県	松戸市	分校
3		大田区	併設	1953年**	_	3	2020年	茨城県	常総市	併設
4		世田谷区	併設	1954年**	_	4	2021年	徳島県	徳島県(徳島市)	単独
5		荒川区	併設	1957年	_	5]	高知県	高知県(高知市)	分教室
6		足立区	併設	1951年	_	6	2022年	北海道	札幌市*	単独
7		葛飾区	併設	1953年	_	7]	神奈川県	相模原市*	分校
8		江戸川区	併設	1971年	_	8		香川県	三豊市	併設
9		八王子市	併設	1952年	_	9		福岡県	福岡市*	単独
10	神奈川県	横浜市*	併設	1950年	_	10	2023年	宮城県	仙台市*	併設
11		川崎市*	併設	1982年	_	11]	千葉県	千葉市*	分校
12	京都府	京都市*	併設	2007年	_	12]	静岡県	静岡県(磐田市)	単独
13	大阪府	大阪市*	併設	1969年	_	13]		静岡県(三島市)	分教室
14		11	併設	1997年	_	14		兵庫県	姫路市	単独
15		11	併設	1973年	_	15	2024年	福島県	福島市	分校
16		11	併設	1970年**	_	16]	群馬県	群馬県(伊勢崎市)	単独
17		堺市*	併設	1972年	_	17		大阪府	泉佐野市	併設
18		岸和田市	併設	1953年	_	18		鳥取県	鳥取県(鳥取市)	単独
19		豊中市	併設	1975年	_	19]	福岡県	北九州市*	単独
20		守口市	併設	1973年**	_	20]		大牟田市	分校
21		八尾市	併設	1972年	_	21		佐賀県	佐賀県(佐賀市)	単独
22		東大阪市	分教室	1993年**	学校跡地	22		熊本県	熊本県(熊本市*)	単独
23		東大阪市	分教室	1972年**	小学校	23		宮崎県	宮崎市	単独
24	兵庫県	神戸市*	分校	1976年	本校と同一敷地	24	2025年	石川県	石川県(金沢市)	単独
25		11	分校	1950年	市立中学校	25		三重県	三重県(津市)	単独
26		尼崎市	分校	1976年	市立小学校隣接	26]	愛知県	名古屋市*	単独
27	奈良県	奈良市	併設	1978年	_	27	1		愛知県(豊橋市)	単独
28		天理市	分教室	1981年	市立小学校	28	1	滋賀県	湖南市	併設
29		橿原市	分教室	1991年	市立小学校	29	1	岡山県	岡山市	併設
30	広島県	広島市*	併設	1953年	_	30	1	鹿児島県	鹿児島県(鹿児島市)	単独
31		11	併設	1953年	_				* 指定都市 * * 移討	 设,統廃合

^{**}移設,統廃合,名称変更前を含む

*指定都市 **移設,統廃合,名称変更前を含む

や議会関係者、報道、市民団体、国内外の研究者など多数の視察者も受け入れた。

本稿ではそうした教育実践や行政対応の経験を基盤として、国の動向や調査研究、地方 公共団体が設置した協議会や有識者会議(以下、「協議会等」と略す)での議論を参考に しながら、教育機会確保法の趣旨を踏まえて夜間中学のあるべき姿とともに、設置促進の 在り方を考察する。

2. 新設夜間中学の特徴

初めて域内に夜間中学を設置しようとする場合、その拠り所は法とそれに基づいて策定 された基本方針,開設の手順等を示すために国が作成した手引*²,及びそれに伴う各種 施策, そして先行事例であろう。

ここでは,「既存夜間中学」31箇所と「新設夜間中学」30箇所(2025年までに設置予定

を含む)について、誰が設置したのか(設置者)、どこに設置したのか。(設置場所)、どのように設置したのか(設置形態)の3項目について、その特徴や傾向を確認しておく。

2.1 設置者

新設夜間中学の特徴の一つは、県が自ら設置した県立夜間中学の登場である。2017年に国が義務教育費国庫負担法の一部を改正し、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費を国庫負担の対象としたことにより、県による設置が容易になったことに起因する。

そのため、既存夜間中学はすべて市区立中学校だったが、新設夜間中学では全体の40%を県立中学校が占めている。(図1a)

また、夜間中学が既に存在していた都道府県(既設都道府県)と法制化後初めて夜間中学を開設する都道府県(新設都道府県)で比較すると、前者では県による設置がないのに対し、後者では52%が県による設置である。また、指定都市を除けばその割合は6割を超える。(図1b)

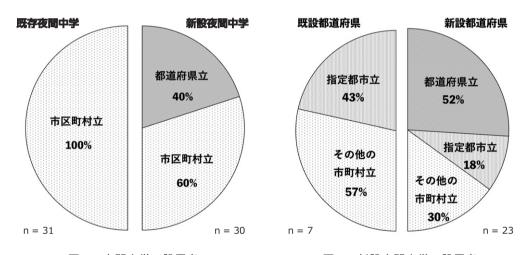


図 1a 夜間中学の設置者

図 1b 新設夜間中学の設置者

さらに、2023年度までの過去5年間で新設された県立が4校だったのに対し、今後2年間(2024-25年度)で8校が新設される予定である。(表1)このことにより、未設置県が初めて夜間中学を開設する場合、「県立化」する傾向が加速していると言えるだろう。

その経緯を協議会等の記録から確認してみる。2021年に全国で初めて夜間中学を県立で開設した徳島県*³は、市町村単独で設置すると小規模になり教員配置が難しくなること。さらに市町村をまたいで広域から生徒を受け入れるためには県が自ら設置主体になる必要があることをその理由としている。

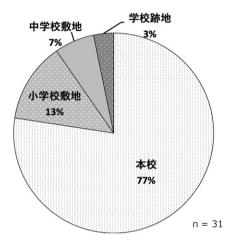
また、徳島県と同時期に県立学校に夜間学級を設置した高知県*⁴の場合、「2回実施した意向調査で県内すべての市町村が設置は難しいとの回答」だったとし、市町村が設置に消極的だったことが背後にあるようである。2024年に県立夜間中学を開設する鳥取県*⁵においても、県内の市町村教育長から、市町村単独での運営は困難であるとして県が設置するよう要望書が2020年に出されている。こうしたことから、新設夜間中学において県立化が進む背景には、経費や運営等の不安から市町村が設置に難色を示し、県が自ら設置

せざるをえなかった事情も垣間見える。それが先の義務教育費国庫負担法を改正する理由 でもあったのだろう。

2.2 設置場所

新設夜間中学では小学校や高等学校などの異校種敷地,学校以外の教育機関施設を利用するなど設置場所の多様化も進んでいる。

既存夜間中学は二部学級からスタートしたこともあり、学齢期の中学生が学ぶ同じ中学校敷地内に夜間学級がある学校が全体の84%を占めている。これに対し新設夜間中学ではわずか30%である。(図2a, 2b)



学校跡地 13% 本校 20% 高等学校敷地 30% 教育センター等 20% 中学校敷地 10% 小学校敷地 7% n = 30

図 2a 夜間中学の設置場所(既存校)

図 2b 夜間中学の設置場所 (新設校)

新設校の設置場所でもっとも多いのが高等学校、次いで教育センター等の学校以外の施設である。この2か所で全体の半数を占める。県が設置者の場合、管理下に小中学校がないため自ずとこうした選択になる。ところが、最近では市が設置者の場合も同じ傾向が見られ、新設校18校のうち、半数の9校が中学校以外の敷地を選択している。

どのような視点で設置場所が検討されたのであろうか。2022年に市の教育センター内に開校した福岡市*⁶では余裕教室がある小中学校と教育関係施設を比較検討して、各地からアクセスしやすく既存施設を有効活用できることを勘案したとしている。また、2024年に市の教育情報研修センター内に開設する宮崎市*⁷も公共交通機関のアクセスが良く便利であることを掲げている。

これに対して、学校校舎への設置にこだわったのが北九州市*⁸である。同市では設置場所について実践経験のある自主夜間学級関係者の声を丁寧に吸い上げ、アクセスだけでなく、昼夜の生徒の交流や母校といえる施設選びを行い、市立中学校への設置を決めた経緯がある。

一方, 県が設置主体となる事例では, 2024年に県立高等学校施設内に開設する熊本県*9が, 夜間定時制課程(以下, 定時制高校と略す)のノウハウを持っていることを選定理由の一つとしている。

この傾向の顕著なケースとして愛知県*10がある。同県では夜間中学を2025年に1校、翌2026年に3校同時に、定時制高校の施設内に開設する。理由として当該定時制高校に「外

国にルーツのある生徒や不登校経験生徒が多く在籍」しているからだとしている。そして、設置した夜間中学においては外国人生徒に充実した日本語指導を、形式卒業者には基礎からの学び直しを行い、定時制高校への進学を支援する*¹¹としている。同県の夜間中学はいわば、定時制高校のプレスクール的な位置付けなのである。

このように、夜間学級の設置場所にあたっては、就学や進学の利便性を念頭に選定されているものの、北九州市のように、それが中学校教育を実施する施設として適切か否かについてはあまり議論されておらず、新設夜間中学の「脱中学校化」あるいは「脱学校化」が進んでいると言えるだろう。

2.3 設置形態

夜間学級の設置形態はいくつかに分類されるが、既存夜間中学は学校教育法施行令の二部授業を法的根拠としていたこともあり、通常の中学校に夜間学級を設置した「併設型」が主流である。その割合は分教室を含めれば全体の90%を占める。(図3a)

一方,新設夜間中学では本校から離れた敷地に校舎を独立させる「分校型」や夜間学級だけの中学校である「単独校型」で開設されており,新設校全体の77%を占める。(図3b)

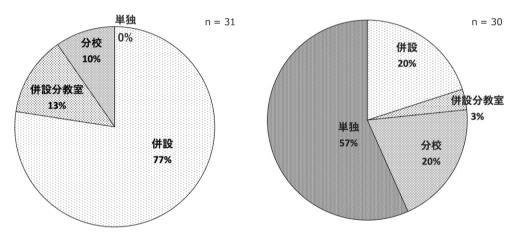


図3a 夜間学級の設置形態(既存校)

図 3b 夜間学級の設置形態(新設校)

分校や単独校にする理由として、第一に教職員の確保がある。札幌市の夜間中学担当課長を経て、2022年4月に開校した札幌市立星友館中学校の校長となった工藤*¹²は、同校を夜間学級のみの単独校としたのは教職員配置の面から検討した結果だと説明している。

併設型の夜間学級では、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)に基づいて昼の学級数に夜間学級を加えた学級増分の教員しか配置されない。しかし、夜間中学の始業時刻は通常17時30分前後と昼の教員の勤務時間外であることから、実際には夜に勤務時間を割り振った担当教員だけで運営しなければならない。そのため、各学年1学級程度と規模が小さくても1校分の教職員が配置される分校や単独校で計画する設置者が多いのである。

また,直近では分校よりも単独校を選択する傾向が加速している。義務標準法では同じ 設置者が作った学校敷地に同居または隣接する場合,分校では養護教諭や事務職員の配置 がないからである。市立夜間中学を市立小学校敷地に設置したり,県立夜間中学を県立高 等学校に設置したりする場合がこれに相当する。

実際に、2023年度までの5年間に設置された新設夜間中学のうち5校が単独校、4校が分校だったのに対し、2024年度からのわずか2年間で新たに11校が単独校として開設され、分校は2校のみである。

第二に、学校のマネジメントがある。2022年に開設した福岡市*¹³は、単独校とした理由を「専任の校長のマネジメントにより教育活動の充実を図るため」としており、2025年に開設予定の名古屋市*¹⁴でも「単独校として専任の校長を配置し、リーダーシップを発揮できる体制とすべき」との意見が附されたとしている。

学齢超過者を対象とした夜間中学という前例のない教育機関についてノウハウやスキルを持ち合わせていない設置者の場合、リスク回避のねらいもあるだろうと考えらえられる。 新設夜間中学ではこうした学齢期の生徒が通う昼間の中学校から切り離した「独立化」が進行しており、「夜間学級」から文字通り「夜間中学」になりつつあると言える。

3. 夜間中学新設の特徴にみる課題

前出の通り,新設夜間中学には,①県立化(県が設置)②脱中学校化(異校種・学校外施設への設置),③独立化(単独校として設置)の傾向があった。次にこれを踏まえて,教育実践的見地から評価し、今後の設置促進への影響等について考察したい。

なお、この3項目は強い関連性があり、特に中学校を持たない都道府県が夜間中学を設置(県立化)すれば、設置場所は県立高等学校、教育センター等の中学校外の敷地・施設を利用(脱中学校化)することになり、結果として単独校として設置(独立化)することになる。また、市区町村立で設置する場合でも、既存施設の活用や利便性を優先して既設中学校以外の施設を利用(脱中学校化)すれば、分校や単独校(独立化)になりやすい。

その点でも昼の中学生と同じ施設に同居している併設型の既存夜間中学とは極めて異なる環境にあると言えるだろう。

3.1 県立化による広域対応の実効性

「県立化」の主たるねらいは、県内に広く散在している入学希望者を、市町村をまたいで受け入れることで一定数の生徒が確保し、安定的に運営することであった。

しかし、仕事や家庭、あるいは高齢者にとって遠距離通学それ自体が難しいことは明らかである。遠方から通学してくる生徒も皆無ではないだろうが、通学圏は県立高等学校や高等専門学校より狭いと考えられる。

例えば、熊本県のニーズ調査* 15 では「通学時間がどれくらいであれば行きたいですか」 との質問に対し、65%が30分と回答し、90%が1時間以内である。(n=104)

また,山口県のニーズ調査*16においても「通学にかかる時間がどれくらいであれば通ってみたいですか」との質問に23%が15分以内と回答し,88%が30分以内であった。(n=26)

2022年に開設した相模原市の夜間中学は、連携協定を締結した15市町村から通学が可能だが、比較的交通網の発達した神奈川県にあって、実際に市外から通学してくる生徒は6市町にとどまるという。(2023年度)

こうした調査や先行事例を踏まえれば、「広域」に対応するという県立夜間中学の設置 根拠は対象生徒の実態に合っていない。 また、県内複数箇所への設置が必要だと認識しながらも設置を急ぎたいとして県がまず 先行設置する例* 17 もあった。しかし、ひとたび県立中学校を設置すれば、より財政規模 の小さい市町村が自ら設置することは考えづらい。実際に1校目を県立で設置した後に、2校目以降を市町村立で設置したケースは全国になく、逆に複数の夜間中学がある都府県 はみな市区立中学校である。つまり、未設置県が1校目を県立で設置すれば、増設すると きも県が担う可能性が高いと言えるだろう。

実際に静岡県*18では2022年に県立中学校を設置する際に、広域対応として分教室を開設している。また鳥取県*19でも、遠距離で通学できない県民への対応として、2025年に夜間中学を開設後、引き続き分教室開設や遠隔授業について検討するとしている。

夜間中学の設置にあたっては広く散在するニーズを一箇所に集めるための広域対応ではなく、必要な人が無理なく教育機会の提供が受けられる受益者の視点に立った広域対応が 法の趣旨に沿っている。

「県立化」は、とりあえず1校設置するための便法として、未設置県への設置促進の手段としては有効だが、その広がりは、長期的に見て、夜間学級の普及啓発を妨げるリスクを包含していると言えるだろう。

3.2 中学校から遠ざかる夜間中学

鉄道駅から徒歩圏にある異校種や教育センターに置く「脱中学校化」は、夜間中学に通う生徒の利便性を踏まえれば正しい選択に思える。そこで、ここでは中学校に併設した夜間学級と学習環境について比べてみたい。

まず、どのような設置形態にせよ、既存の中学校敷地に設置し、昼の生徒と施設を共用することにはさまざまな得失が考えられる。中学校以外の校舎や学校外施設では共用が難しかったり、利用しづらかったりすることも少なくない。校種によって什器の規格は異なっており、教材・教具に違いがあるからである。例えば、中学校の理科室にはガスバーナーが設置されているが小学校では使わない。中学校技術科の設備も高校には無い。

全国の夜間中学の平均在籍生徒数は38名*²⁰であり、昼の中学校であれば統廃合の対象になる程度の人数である。この人数を対象に一般的な中学校環境と同等のものを中学校以外の施設に実現しようとすると、施設・設備の整備に大きな経費を必要とする。

表 2 は新設夜間中学 4 校の開校前年度の建設費,新設準備費と初年度運営費等*²¹である。元施設の現況や学校規模によって改修の必要性やその程度は学校規模によっても異なるので一概には言えないが,分校や単独校と併設型では,総経費には大きな開きがある。このことは,「県立中学校」を「中学校以外の場所」に「単独校」で設置せざるを得ないかも知れない未設置県にとって大きなハードルになるかも知れない。

表2. 亲	f設夜間中学	の設置経費
-------	--------	-------

設置者・学校名	設置形態	開設年度	前年度建設費 新設準備費*	初年度運営費*	在籍生徒数 (2023.5.1)
徳島県立しらさぎ中学校	単独校	2020年	204,657,000円	7,915,000円	42人
福岡市立きぼう中学校	単独校	2021年	38,511,000円	11,136,000円	44人
松戸市立第一中学校分校	分校	2018年	58,386,000円	2,676,000円	23人
常総市立水海道中学校	併設	2019年	6,418,000円	845,000円	27人

*教育支援体制整備事業費込み(交付金・補助金含む),福岡は予算額

これに対し、昼の中学生が使用している中学校校舎を共用できれば、特別教室をはじめとする施設・設備や教材・教具を学齢期の中学生と同じ基準の教育環境にそのまま利用できる。筆者が勤務していた併設型の夜間学級は、専用教室 2、専用職員室 1 だけで、その他すべての施設が共用であった。

昼の中学生の放課時刻は16時前後,部活動をする生徒の最終下校時刻は季節により17時から18時である。これに対して夜間学級の登校時刻は17時30分のため,昼夜の生徒が登下校の時間帯を除けば,施設の使用時間でバッティングすることはほとんどない。

一方,学齢超過者の教育課程は柔軟に編成できるのだから,教育環境は必要最小限整備 すれば十分とする考え方もあるだろう。

しかし筆者は、新興国から来た外国人生徒が家庭科で一人1台のミシンを使って被服を 習えることに感動の言葉を残し、不登校経験のある学齢超過者が、バンデグラフ(静電高 圧発生装置)の火花放電に目を輝かせて、中学時代を取り戻したと話しているのを耳にし たことがある。

義務教育段階の学びに体験は不可欠であり、それは年齢や性別、国籍に依らない。今後 増加が見込まれる前出のような外国人生徒や中学校の学び直しを目的とする形式卒業者に とってもそれは同じである。

一方,併設型にも教育環境の上の課題はある。特に入学対象者を学齢期の生徒にまで広げ,学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校,以下,「特例校」と略す)として夜間中学を運営しようとする場合である。

筆者の勤務校には相談指導学級が併設されており、不登校生徒や学校生活への適応が難しい生徒が在籍・通級していたが、一般の中学生との接触を避けたい子どもがおり昇降口は別に設けられていた。また、中には「学校」という場所から遠ざかりたいと考える生徒もおり、夜間中学を特例校化する場合は、既存の中学校施設に併設することで支障が生じるケースがあることにも留意しておきたい。

3.3 独立化の問題点と可能性

義務標準法に基づけば、夜間中学の規模が1学年1学級の場合、併設型の中学校夜間学級は教職員が3~5名、分校は設置場所にもよるが9名前後、単独校は校長を含めて11名前後である。

新設夜間中学が分校や単独校として「独立化」する背景の一つにこの教職員の給与費の3分の1を国が負担する義務教育国庫負担制度がある。併設型であっても公立中学校として9教科の教育課程を実施しようとすれば相応の教員数の確保が不可避であるから、それならば国庫負担が伴う教員が多い独立化に傾くのは当然とも言える。

しかし、学年生徒数10名前後の単学級の夜間中学では、週20時間の教育課程で実技教科の専任教員は配置しづらく、非常勤教員さえ確保できれば4~5名の本務者でも運営できることを実感している。また、分校や単独校として設置した場合、施設設備の整備に多額の費用が必要なこともあり、費用対効果の点でも独立化が必ずしも優れているとは言い難い。

一方,マネジメントはどうか。現状では単独校が専任の校長を配置している効果はあまり見えないが、分校や単独校として夜間中学が独立することで、運営と施設利用の大きな自由度を活かすことにより、併設型の夜間学級よりもきめの細かい対応ができると考えら

れる。したがって分校や単独校のような独立型の夜間中学は、このマネジメントにこそ可 能性があるのではないかと考えられる。

一例として、併設校では難しい夜間中学の二部制がある。法制化前は夜間中学自体が二部学級だったわけだが、単独校であれば午後学級と夜間学級の二部授業が可能になるだろう。筆者は過去に、識字教室に通う市民に自校の夜間学級への入学を勧めた際、通ってみたいが夕食の支度がある。家族が仕事から帰宅した時に留守にできない。という意見が少なくなかった。また、高齢者からは足元が不安で夜間の外出を控えたいという話も伺っている。中学校段階の教育を求めている学齢超過者が皆、夜間での就学を望んでいるとは限らないのである。

実際に奈良市立春日中学校夜間学級では、併設型にも関わらず13時30分から16時まで 昼の部があり、生徒は通学しやすい時間帯に登校して授業が受けられるようになってい る。独立した施設を有し教職員の多い分校や単独校なら十分に対応可能であろう。

また、特例校を併置する場合も、規律性障害などで朝が苦手とはいえ夜まで待たせず、 昼過ぎから登校できれば早めに下校させることができ、学齢期の生徒指導上も安心であ る。香川県三豊市の高瀬中学校は併設型にも関わらず特例校として学齢期の生徒を入学さ せている。独立化した夜間中学こそ、校長がリーダーシップを発揮して二部制を実現し、 必要とするより多くの人に義務教育課程の普通教育を提供するように期待したい。

4. 終わりに~今後の設置促進に向けて~

以上により,新設夜間中学の県立化,脱中学校化,独立化が進んだことによる課題と可能性を考察した。広域を対象とした夜間中学を新設しても受益者は設置校隣接地域の住民に限られること。脱中学校化による教育環境の確保。そして設置費用の増大等,新設夜間中学の現状がさらなる設置促進の阻害要因になっている恐れがある。

不登校に伴う形式卒業者は累積して増える一方であり、少子高齢化に伴う外国人労働者 の増加も進めば、夜間中学の必要性は今後ますます高まることが予想される。

未設置県を解消するだけでなく,一人でも多くの義務教育段階の教育を必要としている 人たちに届くように,最後に2つの提案をしておきたい。

4.1「夜間中学」ではなく「夜間学級」として

「夜間中学」という呼称は法令上どこにも規定がない俗称である。近年ではメディアの 影響もありの認知度が高まる一方だが、多くの国民にとって身近な存在ではないことか ら、教育関係者にすらその実態は知られていない。

「夜間中学」という呼称が一般に普及しているのは確かであり、混乱を避けるためにも 呼称を一本化する意義はあるが、あえて、次の2点を指摘しておきたい。

その一つは、法では「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」としており、夜間に限定したものではないのに、限定されているように認知されていることである。今日では高等学校でも昼間定時制があるが、この呼称では夜間では通学しづらい対象者をはじめから除外してしまう恐れがある。

もう一つは、夜間中学という言葉が一般に単独校をイメージさせることである。「夜間中学の設置」とは「新たな学校の建設」だとの誤解は、筆者が未設置県の市町村教育長と

の会話でもしばしば経験してきたことである。既存の中学校に併設できることはほとんど 知られておらず, 市町村立での設置を促す際の障害になっていた。

未設置県では教育長だけでなく首長や財政当局にもその趣旨と実態を理解してもらう必要がある。「夜間中学」の呼称が増設の障害になっては元も子もない。「夜間」を付けるのならせめて「夜間学級」と称し、「夜間中学」と略すのではなく、「夜間学級設置校」、「中学校夜間学級」とするべきである。

4.2 改めて見直したいコンパクトな併設型夜間学級

法制化前から存在した多くの夜間中学が併設型として長く存続してきた実績がある一方で、新設夜間中学の多くが分校や単独校に偏りつつある。それは夜間中学に係る法整備が進んだ証しでもある。

しかし、旧来からの夜間学級の良さがもっと見直されても良いだろう。そこでは昼夜の中学生が施設を共用し行事等で交流している。筆者は多感な学齢期の中学生の身近に夜間学級があることに互恵的な教育効果を実感してきた。また、教師の相互理解が進むことにより、昼夜の人事交流を積極的に行なったり、昼の中学生の保護者が夜間学級への入学を希望したりするなど、夜間中学が市民の目にみえることで、結果的に社会における認知度の向上と理解促進につながると考えている。

また、同じコストをかけるのなら、大きな単独型の夜間中学ではなく、既設の中学校に 低廉でコンパクトな夜間学級を複数設置した方が、より多くの人に義務教育機会を提供で きるであろう。

夜間学級の対象生徒は高校生や大学生のように学業に専念できる状況ばかりでなく,通 学に長い時間をかけられない。入学条件に在住・在勤としている自治体が多いのも自宅や 職場に近くないと実際には通学が困難だからに他ならない。だからこそ,広く散在する ニーズに対応するにはコンパクトで良く,それを広く敷いていくべきである。特別支援学 級のように夜間学級を併設した中学校が,都道府県の振興局単位に1校あれば,今より ずっと多くの人たちに届くだろうと考えている。

法の趣旨を鑑みれば、夜間中学はニーズの多寡によらず、あれば必要な器である。コンパクトな併設型夜間学級を増やしていくことを国も地方公共団体も推進すべきである。それが誰一人も取り残さない教育機会の確保につながっていくことだろう。

【註】

- *1 文部科学省(2017)『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する 基本指針』
- *2 文部科学省(2017)『夜間中学の設置・充実に向けて【手引】』初版,同改訂版(2017年),同 第2次改訂版(2018),同第3次改定版(2023)
- *3 徳島県教育委員会(2019)『夜間中学の設置に向けた基本指針』p.2
- *4 高知県教育委員会(2019)『第1回高知県公立中学校夜間学級設置準備委員会概要記録』p2
- *5 鳥取県教育委員会(2021)『第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会』p.7
- *6 福岡市教育委員会(2022)『福岡市立夜間中学設置基本計画』p.5
- *7 宮崎県教育委員会(2023)『宮崎市公立夜間中学設置基本計画』p.9
- *8 北九州市教育委員会(2022)『【第2回北九州市公立夜間中学校を考える会議】会議録』pp.18-23および資料3『「北九州市立夜間中学校」の校舎位置・施設の在り方』,『【第3回北九州市公立夜間中学校を考える会議】会議録』pp.2-8
- *9 熊本県教育委員会(2022)『熊本県夜間中学設置基本方針』p.5
- *10 愛知県(2023)『県立夜間中学の設置・支援内容等|3月28日知事会見資料(別紙)
- *11 愛知県教育委員会(2023)『愛知県の定時制・通信制教育アップデートプラン』
- *12 横井俊郎・遠藤知恵子 (2022)「北海道の夜間中学と基礎教育保障のこれからを考える-シンポジウムの質疑とまとめ-」『基礎教育保障学研究』第6号p.228
- *13 福岡市教育委員会(2022)『福岡市立夜間中学設置基本計画』p.5
- *14 名古屋市教育委員会市立夜間中学の設置に関する有識者等会議(2023)『市立夜間中学の設置に 関する有識者等会議のまとめ』p5,16
- *15 熊本県教育庁市町村教育局(2021)資料『「夜間中学」についてのニーズ調査結果について(詳細)』
- *16 山口教育庁(2023)資料『中学校夜間学級(夜間中学)に係るニーズ調査の結果について』
- *17 高知県教育委員会(2017)「平成29年度 公立中学校夜間学級設置検討委員会 第4回議事録』 pp1-2,
- *18 静岡県教育委員会 (2021) 『静岡県立夜間中学 (ナイト・スクール・プログラム) 設置基本方針』p.10
- *19 鳥取県教育委員会(2021)『第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会』p.9
- *20 全国夜間中学研究会(2022)「全国夜間中学校現況一覧2022年度」『第68回全国夜間中学研究大会資料集』に掲載校の平均。なお新設校だけなら平均33名である。
- *21 文部科学省(2023)「夜間中学の必要性と文部科学省の取組について」『夜間中学設置促進説明会』 pp.39-43